

明けましておめでとうございます。本年もみなさまのお役に立てるよう精進して参りますので、よろしくお願い致します。

公証役場の統計によると、遺言書を作成する人が年々増えています。日本もそのうち欧米諸国のように遺言を書くのが当たり前になるのではないのでしょうか。日本人は保険に入るのは好きだが遺言書を書かない不思議な民族…と欧米人の目には映っているようです。

私がお客様と話をしている、よく聞く遺言書を書かない理由は次のとおりです。

## ●まだ若いから

遺言は元気なうちにしか書けません。急に倒れて意思能力が無くなってからでは遺言書は作れません。家族に迷惑をかけてしまうこともあります。

## ●ケンカするほど財産がないから

家庭裁判所の統計によると、争いになるのに財産の多い少ないは関係ありません。財産が自宅不動産のみだとしても、その奪い合いになることがあります。

## ●子どもたちが仲良くやっているから

遺産争いは、親が亡くなったあとに起こるのです。親の前ではケンカしません。たとえ仲がよくても争いになるケースが多々あります。

遺言書があれば、残されたお子さんたちは遺産の話し合いをせずにすみます。

たとえ血のつながった兄弟同士でもお金の話しをするのは嫌なものです。まだ遺言書を作成していない方は、家族の幸せを考え、今年はぜひ遺言書を作成するようにしましょう。

# 幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方  
誰に相談したら良いか分からないという方  
相続の基本について、わかりやすく説明します。  
みなさんと一緒に学びましょう。

**参加費：無料**

## ○相続入門編：1月25日（日）

時間：10：00～12：00  
（10分前までにご来場ください）

場所：川東タウンセンターマロニエ  
203号室  
（小田原市中里273-6）



お申し込み TEL：0465-39-1900

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



### ◆講師員プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）

昭和49年7月生まれ 小田原市在住

行政書士

宅地建物取引主任者

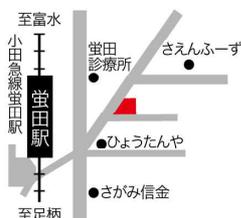
2級ファイナンシャル・プランニング技能士

NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員

一般社団法人家族信託普及協会 会員



住まいる株式会社  
代表取締役 長尾影正  
小田原市鴨宮666番地の1  
TEL:0465-20-8501  
<http://www.i-kinokuniya.net>



行政書士長尾影正事務所  
小田原市蓮正寺370番地の68  
TEL:0465-39-1900  
mail:nagao@yuigon-souzoku.info  
<http://www.yuigon-souzoku.info>